

公立鳥取環境大学教授会規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第9号

(目的)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学学則第12条第3項の規定に基づき、教授会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 教育課程の編成

2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(委任)

第3条 前条第1項に掲げる事項のうち入学試験の合格者決定に関する事項については、入試委員会の議決をもって教授会の議決とする。

2 前条各号に掲げる事項(前項に掲げる事項を除く。)のうち、教授会が学内に設置する委員会に委任した事項については、その委員会の議決をもって教授会の議決とする。

(議長等)

第4条 学長は教授会を招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した者が、その職務を代行する。

(議案の提出)

第5条 教授会の議案の提出は、学長が行う。

(会議の成立等)

第6条 教授会は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

2 議決を要する事項については、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、関係職員を出席させ意見を聞くことができる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規程第14号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第12号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第32号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規定第40号）

この規程は、平成27年7月1日から施行する。